お知らせ

教育委員会定例会

- 閱 6月29日(月)9:30 ~
- **所** 藤代庁舎301会議室
- 間 教育総務課☎内線2011

資産・所得等報告書閲覧

市政治倫理条例に基づき市長・副市 長・教育長から令和2年度に提出さ れた資産等報告書と所得等報告書が 閲覧できます。

時 令和7年5月30日(金)まで(平日 $8:30 \sim 17:15$

- 所 総務課
- 問 総務課☎内線1125

特別弔慰金支給 出張受け付け

戦没者等の死亡当時の遺族の方に支 給される「第十一回特別弔慰金」の出 張受け付け(相談)を行います。

時 6月22日(月) ~ 26日(金)9:00 $\sim 16:00$

所 藤代庁舎

間 令和2年4月1日(基準日)現在の 請求者の戸籍抄本・印章(認め印) ※必要書類などは、請求者によって 異なります。事前にお問い合わせく ださい。手続きには時間がかかるこ とがありますのでご了承ください。 ◎要件など詳しくはホームページを ご覧ください。

間 社会福祉課☎内線1316





取手市 戦没者等

児童手当を受給している方は現 況届の提出を忘れずに

「現況届」の提出は、引き続き児童手 当を受給する資格があるかを審査す るために必要です。提出がないと、 手当の支給が保留となります。

- ■現況届を6月12日に発送しました 必要書類を添えて、期限までに提出 してください。現況届が届かない場 合は、お問い合わせください。
- 申 ▶必要書類:受給者の健康保険証 の写し(国民健康保険加入者は不要) ※お子さんと別居の方は「別居監護 申立書」も必要です。必ずお子さん の個人番号を記入してください。
- ▶提出方法:同封の返信用封筒で返送
- ■マイナポータル(ぴったりサービ ス)からも申請ができます

添付書類(受給者の健康保険証など の写し)は別途提出が必要です。詳 しくは内閣府のホームページをご覧 ください。

- 篇 6月30日(火)
- 問 子育て支援課☎内線1346





マイナポータル ぴったりサービス

国民健康保険税 軽減対象の拡 大と課税限度額の引き上げ

■軽減対象が拡大

世帯主と加入者の所得金額の合計が 次の基準に該当していると、均等割 額と平等割額が軽減されます。

- ▶ 5 割軽減…33万円+(28.5万円× 世帯の被保険者数)以下
- ▶ 2 割軽減…33万円+(52万円×世 帯の被保険者数)以下
- ■課税限度額の引き上げ

医療保険分が2万円、介護保険分が 1万円引き上げられました。

間 国保年金課☎内線1364

後期高齢者医療保険料 保険料 率と軽減の見直し

後期高齢者医療保険料は、保険料率 と軽減措置の見直し、保険料の賦課 限度額の引き上げがありました。詳 しくは折り込みの「令和2・3年度の 後期高齢者医療保険料率が決まりま した」をご覧ください。

問 国保年金課☎内線1368

国民健康保険税・後期高齢者医 療保険料 納税(入)通知発送

- ■納税・納入诵知書の発送
- **I** 7月15日(水)
- ■年金からの特別徴収(引き落とし) 決定通知の発送
- **時** 7月31日(金)

※年金からの特別徴収(引き落とし) が2年目以降の方は、4月・6月・8月 の保険税(料)は今年2月と同じ金額 とし、10月・12月・来年2月で残り の保険税(料)を調整します。

間 国保年金課

国民健康保険…☎内線1364 後期高齢者医療保険…☎内線1368

国民健康保険・後期高齢者医療 保険 保険証を郵送

時 7月上旬(7月末までに郵送が終了 する見込み)

对 国民健康保険被保険者証:世帯主 後期高齢者医療被保険者証:加入さ れている方

■配達時に不在の場合

8月2日(日)までは郵便局で保管され ますが、3日(月)からは市役所(旧藤 代地区の方は藤代総合窓口課)での 受け取りになります。市からの再郵 送は行いません。ご注意ください。

- ■駅前窓口や取手支所での受け取り 事前にご連絡ください。
- ◎国民健康保険被保険者証を世帯主 以外の方が受け取る場合は委任状が 必要です。
- 間 国保年金課

国民健康保険…☎内線1364 後期高齢者医療保険…☎内線1369

20歳になったら国民年金に加 入しましょう

20歳以上の方は、国民年金に加入す ることが義務付けられています。

■加入手続きは不要

20歳になってからおおむね2週間以 内に加入のお知らせなどが届きます。

- ■保険料を納めることが困難な場合 保除料の納付猶予制度や学生納付特 例制度を利用される方は、市役所や 年金事務所での手続きが必要です。 詳しくは日本年金機構のホームペー ジをご覧ください。
- ◎納めた保険料は、全額が社会保険 料控除となります。
- 申 土浦年金事務所・市国保年金課・ 取手支所・藤代総合窓口課のいずれ かの窓口で申請
- 間 国保年金課☎内線1371、土浦年 金事務所☎029-825-1170

医療福祉費支給制度(マル福) 受給者証7月から切り替え

間市で確認できた有資格者に、新し い受給者証を6月下旬に発送

対 母子家庭・父子家庭・重度心身障 害がある方で、医療福祉費支給制度 (通称・マル福)の受給者証をお持ち の方

問 国保年金課☎内線1367





以チロ と流 祉制度マル福 取手市 医療費福

医療福祉費支給制度(マル福) 新たに受給者となるには

- 対 資格があっても、前年の所得申告 がない方や、令和2年1月2日以降に 転入した方など
- **申** 国保年金課・藤代総合窓口課・取 手支所のいずれかの窓口で申請
- ■重度心身障害のある方が助成を受 ける場合

所得制限に加え次の要件があります。 ▶身体障害者手帳1・2級の方、内 部障害(心臓・腎臓・呼吸器・ぼう こう・直腸・小腸・ヒト免疫不全ウ イルス・肝臓機能障害) 3級の方

- ▶県児童相談所や県福祉相談セン ターで知能指数が35以下と判定され
- ▶身体障害者手帳3級の方で、同相 談所や同センターで知能指数が50以 下と判定された方
- ▶特別児童扶養手当1級に該当する方
- ▶障害年金1級に該当する方
- ▶精神障害者保健福祉手帳1級に該 当する方
- ■重度心身障害のある65歳以上の方 が助成を受ける場合

後期高齢者医療制度への切り替えが 必要です。

問 国保年金課☎内線1367

、 集中連載企画 / 私は ●●を やってます

第3回

市内の皆さんの家での新 しい過ごし方を紹介する 企画です。新しい趣味の 発見につながるかも?

間 広報広聴課☎内線1141



「私はウチョウランの園芸をやって ます」まーぼーさん

ずっと育てていた方から今年の2 月にもらい受け、5月に咲きました。 花が咲くのを心待ちにしていたの で、とてもうれしいです。大切に育 てているので、雨の日は家の中に入 れています。ツバキの模様の鉢がお 気に入りです。

投稿写真を募集中!

「私は●●をやってます」のコーナー は、市内の皆さんが自宅でどのように 過ごしているか、写真とともに紹介し ています。

ご自分が何かをしている様子や、作 り上げたもの、新しく始めた趣味など、 投稿してみませんか?皆さんの応募を お待ちしています。

> 応募のルールや方法を 市ホームページで紹介中!

